

資料

訳注 晉書刑法志 (四) (未定稿)

内田 智雄

其後天子又[△]下詔、改定刑制、命司空陳羣、散騎常侍劉

△宋明本には「又」の字がない。

邵[△]、給事黃門侍郎韓遜、議郎庾嶷、中郎黃休荀詵等、

△南監本には「邵」が「邵」になっている。

刪約舊科、傍采漢律、定爲魏法、制新律十八篇、州郡

令四十五篇、尙書官令、軍中令、合百八十餘篇、其序

略曰、舊律所難知者、由於六篇篇少故也、篇少則文

荒、文荒則事寡、事寡則罪漏[△]、是以後人稍增、更與本

△宋明本には「漏」が「陋」になっている。

體相離、今制新律、宜都總事類、多其篇條、舊律因秦

法經、就增三篇、而具律不移、因在第六、罪條例既不

△宋明本には「具」が「其」になっている。

在始、又不在終、非篇章之義、故集罪例、以爲刑名、冠於律首、盜律有劫略、恐猥、和賣買人、科有持質、皆非盜事、故分以爲劫略律、賊律有欺謾、詐僞、踰封、矯制、囚律有詐僞生死、令景有詐自復免、事類衆多、故分爲詐律、賊律有賊伐樹木、殺傷人畜產、及諸亡印、金布律有毀傷亡失縣官財物、故分爲毀亡律、囚律有告劾、傳覆、廩律有告反逮受、科有登聞道辭、故分爲告劾律、囚律有繫囚、鞫獄、斷獄之法、興律有上獄之事、科有考事、報讞、宜別爲篇、故分爲繫訊斷獄律、

その後、^a天子はさらにまた詔を下して、^b刑法の改正を行ない、^c司空の陳羣や散騎常侍の劉邵、^d給事黃門侍郎の韓遜、^e議郎の庾嶷、^f中郎の黃休、^g荀詵などに命じて、^h旧来の科をけずりつづめ、漢の律をかたわらとりいれて、魏の法律を制定し、新律十八篇^①、州郡令ⁱ四十五篇、尚書官令^jおよび軍中令^kあわせて百

△料注本には「鞫」が「鞠」になっている。

^aその後、……刑法の改正を行ない。

魏の新律制定の年代は明らかでないが、資治通鑑はそれを、明帝の太和三年(229 A. D.)十月に、平望觀を聽訟觀と改称した記事のあとにかかげている。

^b天子。魏の明帝のこと。

^c司空の陳羣。

司空はもとの御史大夫の官で、魏の文帝のとき司空と改名した。三公の一。陳羣のことは本訳註(三)の一一二頁脚注c参照。

八十余篇をさだめさせた。

魏の新律の序略に次のようにいつている。「旧来の律がわかりにくかったのは、そのもとなつた法経が六篇で、その篇数がすくなくすぎたからである。篇の数がすくなければ、律文の規定が粗略となり、律文の規定が粗略となれば、犯罪事項の掲出がすくなくなる。犯罪事項の掲出がすくなくなれば、犯罪が網羅されない。そこで、後の人がおいおいにそれを増補して、ますます律の本来のすがたとあい隔たるものとなつていった。いま、新律を制定するにあつては、犯罪事項の同類のものを綜合して、律の編目や箇条をより多くすべきである。旧来の律は、秦の法経の六篇にもとづき、それに三篇を増し加えたのであるが、具律の編次はかえられずに、そのまま第六編にすえおかれていた。このように、犯罪の条項に関する通則が律の篇首にないばかりか、律の篇尾にもおかれていないということ、篇章を設ける本来の趣旨に合致しないことである。それゆゑ新律では、犯罪の条項に関する通則を集めて、これを刑名律と名づけ、律の篇首におくこととする。旧来の盗律には劫略

d 散騎常侍の劉邵。

散騎常侍は天子に近侍する顧問の官で、尚書の奏事を掌理し、天子が行幸すれば、その車の傍に騎馬で扈從する。魏の文帝の時、旧来の散騎の官と中常侍の官をひとつにあわせて、散騎常侍の官を設けた。

劉邵は、魏志卷二十一の伝には劉劭と書かれている。魏志によれば、彼は文帝のとき尚書郎・散騎侍郎となり、明帝のとき陳留郡太守・騎都尉となり、庾嶷らと新律十八篇を定め、また律略論五卷を著わし、散騎常侍の官に遷つた。皇覽・人物志など著述百余篇がある。

e 給事黄門侍郎の韓遜。

黄門は宮中に入る門のことをいい、宮中に入って仕えるので給事黄門侍郎とよぶ。天子に近侍する官で、散騎常侍などとともに尚書の奏事を掌理する。韓遜の伝は詳らかでない。

f 議郎の庾嶷。

議郎は郎官の一で、天子の諮問にこたえることを職とし、論議のことを掌る。

庾嶷の伝記は詳らかでないが、後に正始年間(240—249 A. D.)に太僕の官となつたことが、魏志卷十一管寧伝に見える。

g 中郎の黄休。

中郎は宿衛のことを掌る郎官で、平常は宮殿の門戸を守衛し、天子行幸のときは護衛の車騎にあてられる。黄休の伝記も詳らかでないが、正始年間に尚書の官にあつたことが、前記の管寧伝に見える。

h 荀詵。

荀詵は荀彧の子で、魏志卷十の荀彧伝によると、荀詵は大將軍の從事中郎となり、有名な人物であったが、若くして死んだとある。大將軍の從事中郎とは、大將軍の下僚でその参謀の職であるが、晉書刑法志の「中郎黄休荀詵」の中郎が、この大將軍從事中郎のことであるか否かは明らかでない。

i 州郡令。

や恐獨きようかつや和売買人Pの条項があり、科には持質じちちの条項があつたが、それらはみな盗に該当することがらではない。それ故これを分離して劫略律とする。旧来の賊律には欺謾Sや詐偽Tや踰封Uや矯制Vの条項があり、また囚律に詐偽生死W、令丙Xに詐自復免Yの条項があつて、それらの事例はかなり多数にのぼっている。それ故これを分離して詐律③とする。旧来の賊律には賊伐樹木Zや殺傷人畜産Aおよびもろもろの亡印Bの条項があり、また金布律⑥に毀傷亡失官財物Cの条項があつた。そこでこれを分離して毀亡律とする。旧来の囚律には告効Dや伝覆Eの条項があり、また廩律に告反逮受⑦があり、科に登聞道辞①があつた。そこでこれを分離して告効律とする。旧来の囚律には繫囚Fや鞠獄Fや断獄Gの法規があり、興律に上獄⑧の事項があり、科に考事Hや報讞Iの条項があつたが、それらは別に独立の篇にするのがよい。そこでこれを分離して繫訊断獄律とする。

注① 新律十八篇。

十八篇の篇名に関する諸説については、注⑩を参照。

j 州郡令は州郡などの地方行政に関する法令。
 j 尚書官令。
 k 尚書官令は中央政府の官庁たる尚書の行政に関する法令。

k 軍中令。
 l 軍中令は軍事や軍隊に関する法令。
 l 百八十余篇。

l 百八十余篇は、新律十八篇以下の律令すべての篇数を示すものか、それとも尚書官令と軍中令とで百八十余篇をなすものか明らかでない。

m 旧来の律。

n 魏の新律制定以前の律で、秦や漢の旧律のことをいう。
 n 劫略。

n 劫掠と同じ。威力をもちいて相手をおどかし、むりやりに財物や人身を奪いとること。沈家本の漢律摭遺には、劫略を強盗のことと解しているが、漢代におけるこの字の用例からすれば、単に財物に限らず、人身の強奪をも意味したものと思われる。

o 恐獨。

o 恐獨は恐喝と同じ。唐律疏議では、恐喝は他人の犯罪を知り、これを告発するとおどして財物をゆすりとることとして用いられている。しかし、漢代の用例によれば、それより広義に用いられ、人の弱味につけこんでこれをおどして財物をゆすりとする場合は、すべて恐獨に該当したものとされる。なお恐獨については、この晉書刑法志の下文に見える張斐の注を参照。

p 和売買人。

p 良民である自分の子女や他人を合意の上で奴婢として第三者に売り、第三者が之を承知の上で買いとること。

q 持質。

q 人質をとらえておいて、相手かたに財物を強請すること。

r それらはみな盗に該当することがらではない。上述の劫略以下の四つのは、いずれも、相手に脅威を加えて不法に財物を取付たり、人身を掠奪売買

② 魏の新律の序略。

この「序略」とは、魏の新律の序文の大略という意味であるのか、それとも魏の新律について序説した「序略」とよぶ名の書物をさしているのか、その点は明らかでない。魏律制定のことにあつた劉邵の著に「律略論五卷」があつたが（隋書および旧唐書の経籍志には誤つて後漢の応劭の撰としている）、ここにいう「序略」が劉邵の「律略論」の一部であるか否かは断定しがたい。

③ 詐律。

詐律は詐偽律の誤りかと思われる。唐律疏議には、詐偽律は魏が賊律を分つてこれを作つたとあり、また唐六典にも、魏律十八篇は漢律に劫掠・詐偽などの九篇を増し加えたものとしており、詐偽律と呼ぶのが正しいかも知れない。

④ 金布律。

金布律は、官の所有する金・銭・布・帛などの財物の管理出納に関する法令である。晉書では「金布律」とあるが、漢書の蕭望之伝には「金布令甲」と記し、金布を令であるとしている。

金布の法令が、何故に律とも令とも呼ばれるのか、その理由については明らかにしがたいが、もともと律と令とは、漢代では後世ほど厳密な区別はなく、律は刑法典として制定せられ、刑罰法規を主要内容とするものであつたのに対し、令は律以外に天子が随時詔勅をもつて公布した法令を指し、それには律の補足や訓令や制度規定が含まれていた。従つて、律と令とはその成立過程や法令形式を異にしたがらも、内容的には相通する点があり、後世のように截然と刑罰法規と行政法規とに区分

して不当の利得を得たりする悪質の行為であるから、一般の盗すなわち窃盜とはその性質を異にするものであることをいう。

S 欺護。

天子に対する上言や上書の内容が不実で不謹慎であること。

t 詐偽。

詐は、たくらみをもつて他人をあざむき、これを錯誤におちいらせて利益を得ること。偽は、偽物をつくりそれを真物によそおつて利益を得ること。

u 贖封。

贖封は、李悝の法経の雜律にある贖制に相当するといふ説もあるが、贖封の封の字から推測すれば、これは、諸侯がその封ぜられた領地の範圍や与えられた封戸の定数を贖えて、それ以外に不正にこれを取得することを指すものかと思われる。

v 矯制。

矯制は矯詔と同じ。天子の詔命をためいつわつたり、詔命でないのにそれと詐称したりすること。

w 詐偽生死。

事実と反して、生存しているのに死亡したと詐り、死亡したのに生存していると詐ること、ここでは囚人の生死についていっているのであろう。

x 令丙。

原文には「令景」とあるが、これは令丙のこと、令丙は令甲・令乙などと同様に令の篇次を示す名。令丙を令景と書き改めてあるのは、唐の高祖の父の名が丙であつたから、晉書を編修した唐のときに、その諱を避けて丙を景としたのであろう。

y 詐自復免。

復免とは租税や徭役の免除をうけることで、詐自復免は、復免の資格を具えていないのに、詐つてそれを具えているようによそおい、税役の免除にあずかること。

z 賊伐樹木。

自分の所有でない官私の樹木に損傷を加えたり、これ

されていたわけではない。続漢書礼儀志の注に金布令のことを引き、これを「漢律金布令」と呼んでいる例があるが、これは、令を広義の律の概念のなかに含め、これを律と汎称したものである。あるいは、このような用例から一步進んで、金布令のことを金布律とも呼ぶ慣わしがあったのかも知れない。もしそうであったとすれば、それは、この金布令が他の一般の断片的な令と異なり、律という名で呼ばれるにふさわしい形態や内容を具えていたことによるものかと思われる。また別な考え方をすれば、晋書では、金布令のなかの罰則的部分を特に意識にのぼし、これを「金布律」と記したのではないかと想像される。さらにまた別な考え方としては、漢代では金布令であったのが、魏の時代になって金布律に改められたのであろうとの説もなりたつ。このようにいろいろな考え方ができるが、いずれも確実とはいえない。

⑤

伝覆。

沈家本の漢律摭遺によると、「伝」とは伝逮のことで、囚人を具から郡に護送して太守の審理をうけることであるとし、「覆」とは覆案すなわち再審理をなすことであるとしている。しかし、この伝覆のことは、魏律では告効律に入り、繫訊断獄律には属しなかつたのであるから、これは裁判における審理を指すものではなく、それ以前の段階の告効に関連する犯罪事実の取調べなどを意味するものであろう。史記および漢書の張湯伝の文に、張湯が少年の時、肉を盗んだ鼠を捕えて裁判にかけるまねごとをしたことを述べ、その手続きを列挙して、「効鼠・掠治・伝爰書・訊鞠・論報」と記しているが、晋書の「伝覆」と

を伐り倒したりすること。

a 殺傷人畜産。

他人の所有する家畜に害を加えて、これを死傷させること。

b もろもろの亡印。

もろもろの官・爵にあるものがその官・爵の公印をなくすること。

c 毀傷亡失官財物。

官有の財物を毀損したり失ったりすること。

d 告効。

他人の違法行為を官司に告発・弾劾すること。

e 繫囚。

犯罪者を牢獄につなぎとらえておくこと。

f 鞠獄。

裁判において犯罪者を訊問し、犯罪事実を究明すること。

g 断獄。

裁判において犯罪事実につき判決を下し、罪名を定め刑罰を決定すること。

h 考事。

犯罪者を調べあげて犯罪事件を究明すること。

i 報讞。

容易に判決を下しがたい疑義のある裁判事件について、下級司法機関から上級司法機関に対し、その審議判定を求め、これを「讞」といい、上級司法機関がこれを審議しその判決を裁定して、下級司法機関に答報することを「報讞」という。

j 繫訊断獄律。

繫囚・訊鞠・断獄に関することを規定した律である。これを繫訊と断獄の二律に数える説もあるが、またこれを一律と見ることができよう。

いう語も、あるいはこの「伝爰書」と同様のことであったのかも知れない。「伝爰書」の意味は明確ではないが、張晏の注から判断すると、犯罪事実に関する被告の供述証言を文書に作製してこれを証拠書類となし、後日再び被告を訊問して、前言に相違がないか否かを確かめることと解しているようである。しかし韋昭の注によれば、「伝爰書」とは、取調べにあたる官吏が、被告に対する愛憎の念に左右されて偏頗な取調べをするのを防ぐために、取調べ官がその作製した調書を他の官吏に引き渡し、改めてそれについて再吟味させることであるとしている。張晏と韋昭の説をあわせ参考にしながら、「伝覆」という語の字面から推測すれば、「伝覆」とは、被告の供述を記録して調書を作製し、重ねてこれを考驗してその実否を確かめることをいうのかと思われる。なお王鳴盛の十七史商榷には、「伝覆」について「伝は考なり、覆は案なり」と説き、これを「考案」の意に解している。

⑥ 告反逮受。

告反とは謀反を告発すること。逮受は刑法志の下文には「逮驗」と書いてある。王鳴盛の十七史商榷および沈家本の漢律摭遺卷一には、「逮驗」が正しいであろうとしている。逮驗の意味は明らかでないが、沈家本は逮捕・驗証のことと解している。しかし、同氏の上記の書の卷十三廢律の条には「逮受」の項目をあげ、そこに漢書杜周伝に記す廷尉杜周の治獄における「連逮証案」(刑事事件に関連して次々に広範囲に証人を喚問し連累者を究明すること)の事をかかげ、そのことから推測して「逮受」とは、郡府の獄訟を中央の廷尉のもとに移し、廷尉がこれを引受けて逮治することをいうのであろうとしている。「逮受」あるいは「逮驗」の意味は明確でないが、それが「告反」とは別なことであったのか、それとも「告反逮受」あるいは「告反逮驗」という一連の事項であったのか、その点も明らかでない。しかし、これが漢律において一般の告効と区別せられ、特に廢律に属していたことから推察すると、「告反逮受」あるいは「告反逮驗」という特殊な事項として取扱かわれていたのではないかと思われる。程樹徳の漢律考では「告反逮受」という一項をかかげ、これを誣告反坐に関するものと解しているが、それには従いがたい。もし「告反逮受」という称呼が正しいものであったとすれば、あるいはそれは、謀反に関する告発がある場合、その通報を駅伝施設を利用して、早急に遞送授受することを規定したものであったのかも知れない。なお玉海には、晉書刑法志の文をひいて、「逮受」を「訊受」と記しているが、これは誤りとすべきであろう。

⑦ 登聞道辭。

登聞とは、叛乱などのような非常の事件や緊急上奏すべき事件が発生した場合、および冤罪を被り窮迫した場合などに、宮門外にある太鼓を鳴らして急を告げ、直ちにそれを天子の上聞に達することをいう。沈家本の漢律摭遺には登聞と道辭とに分け、登聞とは変事や急聞があればこれを上聞することで、道辭とは、係り官が登聞しようとするものの言辭をきいて、これを

とりまとめて上奏することであるとしている。王鳴盛の十七史商榷には、登聞道辭を一項とし、これを刑法志の下文に見える「上言變事」のことであると解している。しかし「上言變事」は、漢律では廢律に属し、魏律では變事令となったものであり、登聞道辭は、もと科に属し、魏律では告劾律に編入されたものであるから、両者を同一視することはできない。

⑧ 上獄。

沈家本の漢律摭遺には、上獄とは、罪人を牢獄に收監することに関係したことがらであろうとしており、罪人の人数が多い場合には、これを收監したり警備したりするために、一般人民を徵集することが必要となるから、このことが興律に規定されたのであろうと推測している。しかし、上獄という文字の上から考えると、おそらくこれは、獄事（刑事裁判事件）について上級機関に申告することを意味したものと察せられる。なおそれが興律に属していたことから判断すると、徭役などの人民徵発に關してのことかであろうと思われる。（これは、本訳注(三)一一六頁の「上獄」の項に注すべきものであるが、ここに補充しておく）

盜律有受所監、受財枉法、雜律有假借不廉、令乙有呵人受錢、科有使者驗賂、其事相類、故分爲請賂律、盜律有勃辱強賊、興律有擅興徭役、具律有出賣呈、科有擅作修舍事、故分爲興擅律、興律有乏徭、稽留、賊律有儲峙不辦、廢律有乏軍之興、及舊典有奉詔不謹、不承用詔書、漢氏施行、有小愆之反不如令、輒劾以不承用詔書乏軍要斬、又減以丁酉詔書、丁酉詔書、漢文所下、不宜復以爲法、故別爲之留律、秦世舊有廢置、乘傳、副車、食廚、漢初承秦不改、後以費廣稍省、故後漢但設騎置、而無車馬、律猶著其文、則爲虛設、故除廢律、取其可用合科者、以爲郵驛令、其告反逮驗、別入告劾律、上言變事、以爲變事令、以驚事告急與興律烽燧及科令者、以爲驚事律、盜律有還贓界主、金布律有罰贖入責以呈黃金爲價、科有平庸坐贓事、以爲償贓律、律之初制、無免坐之文、張湯趙禹、始作監臨部主見知故縱之例、其見知而故不舉劾、各與同罪、失不舉

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本には「乏」が「之」になっている。

△宋明本には「奉」が「秦」になっている。

△宋明本には「令」が「今」になっている。

△百衲本・宋明本・朝鮮本には「而」の字がない。百衲本・宋明本・朝鮮本・汲古閣本・斟注本には「馬」の下に「而」の字がある。

△宋明本には「著」が「箸」になっている。

△元明本・秘閣本には「令者」が「今首」になっている。

△元明本・南監本・秘閣本には「主」が「生」になっている。

効、各以贖論、其不見不知、不坐也、是以文約而例通、科之爲制、每條有違科不覺不知從坐之免、不復分別、而免坐繁多、宜總爲免例、以省科文、故更制定其由例、以爲免坐律、諸律令中、有其教制本條無從坐之文者、皆從此取法也、凡所定增十三篇、故就五篇、合十八篇、於正律九篇爲增、於旁章科令爲省矣、

旧来の盜律には受所監^aや受財枉法^bの条項があり、雜律に假借不廉^cがあり、令乙^dに呵人受錢^eがあり、科に使者驗賂^fの条項があったが、それらのことがらは互に類似しているから、これを分離して請賂律^gとする。旧来の盜律には勃辱^{ほつじよく}強賊^{きやうぞく}の条項があり、興律に擅興徭役ⁱがあり、具律に出売呈^jがあり、科に擅作修舍^kの事項があつた。そこでこれを分離して興擅律^lとする。旧来の興律には乏徭^mや稽留ⁿの条項があり、賊律に儲峙不辨^oがあり、廢律に乏軍之興^pがあり、また旧典に奉詔不謹^rや不承用詔書^sの条項があつて、漢代の實際のやりかたとして、小愆^{しょうけん}乏^{ぼう}および不如^ふ

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・對注本には、いずれも「故就」が「就故」になつてゐる。

^a 受所監。

受所監臨と同義であろう。官吏がその統轄監督下にあらる官吏から、財物・飲食その他利益の提供を受けること。

^b 受財枉法。

受賂枉法のこと、官吏がその職務上のことがらについて、他人の請託をうけ、財物を收受して法の適用をまげること。

^c 假借不廉。

借假不廉に同じ。本訳注(三)の一一六頁脚注(h)参照。

^d 令乙。

本訳注(一)一一七頁の注(四)令甲を参照。

^e 呵人受錢。

官吏が職務上の権限をもちいて人をとがめだて、それによつて相手をおどかし、金錢を收受すること。

^f 使者驗賂。

沈家本の漢律摭遺によると、使者驗賂とは、使者が命を奉じて賄賂に関する訴訟事件の取調べに向き、それに関連して自ら違法行為を犯す場合のことであろうとしてゐるが、この解釈は疑わしい。前掲の告反逮受が下文には告反逮驗と記されてゐることから推測すれば、使者驗賂は使者受賂の写し誤りであつたかも知れない。もし、そうだとすれば、使者受賂とは、天子の命を奉じて使者となつた者が、使命遂行に關して収賄

令がある、かならず不承用詔書や乏軍のかどで告発し、これを腰斬に処したが、のちまたその罪を丁酉詔書で軽減した。この丁酉詔書は、漢の文帝の下したものであるから、それを今もって法とするのはよろしくない。そこでこれを分離して乏留律とする。秦代には、もと厩置・乘伝・副車・食厨の施設があり、漢の初めの頃は、秦の制度をうけついでそのままこれに従ったが、後になって費用がかさむので次第にこれを省いた。そこで後漢ではただ騎置を設けただけで、車馬の設備はなかつたが、律にはもとどおりその条文をしるしていたので、それは架空の制度となっていた。それ故、厩律を取り除いて、そのうちで採用することができ、科に合致するものをえらんで、これを郵駟令とする。また、厩律のなかの告反逮驗の条項は、別にこれを告劾律に入れ、上言變事の条項はこれを変事令とし、警事告急の条項で、興律の烽燧および科と合致するものをもって警事律とする。旧来の盜律には還賊界主の条項があり、金布律に罰贖入責以呈黃金為価があり、科に平庸坐賊の事項があつたが、これを償贖律とする。律が制定された当初には免坐の法文がなかつたが、張

した場合のことを指すのであろう。そのような場合の刑罰は、唐律職制律に見える。

g 請賂律。請賂とは、官吏に財物を贈って、自己または自己の關係者のために、法の適用に手ごころを加え便宜をはからうように依頼すること。請賂律は、官吏がこのような依頼をうけ、財物を收受した場合の瀆職罪などを規定したものである。

h 勃辱強賊。沈家本の漢律摭遺によると、勃辱強賊とは、強賊に対し怨み憤って毆辱を加えることであるとしており、強賊を捕えればこれを官に引き渡すべきであるのに、勝手にこれに毆辱を加え殺傷すれば、「擅」といわざるを得ない。故に魏ではこれを興擅律に入れたのであるとしている。しかし、興擅律の擅は、一般民間人の擅恣の行為を指しているものではないから、沈氏の説は同意しがたい。勃辱強賊という語は他では見なれないが、晉書に記されている張斐の晉律注の文に、威勢をもって財物を得る犯罪行為のひとつに、「戮辱」をあげており、それは毆辱を加えて財を得ることであると説明している。もし「勃辱」が「戮辱」のことであるとすれば、勃辱強賊とは、それが興擅律に入れられたことから察すると、兵役や徭役などの「興」のことに關して、担当官吏が不法の制裁や威迫侵害を行ない、それによって私利を得る場合をさしているのかと推測される。

i 擅興徭役。法の定めるところによらないで、妄りに人民を徭役に徵発すること。

j 出売呈。字面から推測すると、官有物の売却についての規程のことかと思われる。これが、具律から興擅律に移されたのは、主として軍事や工事などのための積集物資の払い下げに關係があつたからであらう。

k 擅作修舍。

湯^mや趙禹ⁿが、始めて監臨部主見知故縦の罪例を設け、犯罪を見たり知つたりしていながら、故意に告発しないものは、それぞれ犯罪者と同罪とし、見知していて手おちで告発しないものは、それぞれ贖刑を適用し、犯罪を見も知りもしないものは罪しないこととした。そこで、免坐に関するこの規定は、法文としては簡単であつたが、通則として律のどの条項にも適用せられた。ところが科の規定の仕方は、その各条ごとに、人が科に違犯しても、その犯罪事実を覚らずまた知らないものは従坐^pを免ずる旨の記載があり、律のように免坐の規定を分離独立させていなくて、免坐の記載がむやみに多い。そこでこれを統合して免坐に関する通則となし、科の文を省くようにすべきである。それ故、改めてその準則を制定して免坐律とする。もろもろの律や令のうちで、その規定の当該条項に従坐に関する記載のないものがあれば、それらはみなこの免坐律に準拠することとする。以上すべて今回制定した新律は、あらたに十三篇を増し、^oもとの五篇に加えて、^qあわせて十八篇ある。旧来の正律の九篇に対しては増したことになり、また旁章科令^rに対しては減

法の定めるところによらないで、官吏が妄りに造作をおこない、舎屋の修築をなすこと。

l 興擅律。

興擅律とは、国家が軍事や工事などのために、人民を兵役や徭役に徴集したり、これに必要な物資の調達などをしたりすること、およびそれらのことに関する官吏の不法行為などについて規定した法律である。晉書には興擅律と記されているが、通典や玉海には擅興律とあり、いずれが正しいのか詳らかにしがたい。

m 乏徭。

「乏」とは闕少をきたすこと。乏徭とは、徭役の義務を忠実に履行しなかったり、徭役の実施に適正を欠いたりして、国家が必要とする徭役の遂行に支障をもたらすこと。

n 稽留。

稽留とは留滞しておくことで、兵役や徭役などにおいて、定められた日限どおりに所定の場所に到達しないことをいう。

o 儲峙不辦。

儲峙とは貯積のこと、不辦とは具わっていないこと。儲峙不辦とは、官の用途にあてためため予め備蓄しておくべき物資が十分に用意されていなかったり、備蓄されている物資の保管が完全でなかったりした場合のことをいう。これがもと賊律に属していたのは、それによつて国家に損害をあたえるからである。

p 乏軍之興。

乏軍興のことである。乏軍興とは、軍隊の徴集・出動および軍用資材の調弁に支障を生じさせること。これがもと廢律に属していたのは、おもに軍馬に関していたからである。

q 旧典。

律令以外の旧来の典章制度をいう。

r 奉詔不謹。

天子の詔命を奉じて使者となつたものが、その詔命を忠実に履行しないこと。

じたことになる。

注⑨ あらたに十三篇を増し。

ここにいう「増十三篇」の「増」の意味は、もと律に全くなかった篇だけを「増」に数えているのではなく、すでに律の中にあつたものでも、新に改編して篇名を改めたもの、たとえば刑名律や興擅律のようなものも、「増」のうちに含めて数えているのであろう。十三篇の篇名は詳らかでないが、滋賀秀三氏の説によると、刑名・劫略・詐偽・毀亡・告劾・繫訊・断獄・請賊・興擅・乏留・驚事・償贓・免坐の十三篇の律であるとしている。注⑩参照。

⑩ もとの五篇に加えて。

殿本には「故就五篇」とあるが、それ以外の他の版本には、いずれも「就故五篇」となっているので、それに従って訳すこととした。滋賀氏はこの五篇を、漢律中の盗・賊・捕・雜・戸の五篇であるとしているが、「もとの五篇」というのは、法経六篇のうちの五篇を指すとの考え方もなり立つ。注⑩参照。

s 不承用詔書。

天子が詔書をもって發布した行政上の命令を、その局にある官吏が遵奉適用しないこと。

t 小愆乏。

愆は過失のこと。小愆乏とは、軽微な過失による乏軍興のことをいっているのであろう。晉書の原文には、「有

小愆乏と不如令の二つとして訳すこととした。

u 不如令。

令に定められていることに官吏が違背すること。

v 丁酉詔書。

丁酉は詔書発布の日の干支を示しているのであろう。文帝の何時頃の詔書であつたかは判らない。

w 乏留律。

原文には「之留律」とあるが、「乏留律」の誤と見るべきであらう。乏留律とは、乏徭や乏軍興や稽留などに関する法律をいう。

x 廩置・乗伝・副車・食廚。

廩置とは、官の用に供する駅伝用の廩舎の施設。乗伝とは、駅伝用の四頭立の馬車。副車とは、従者の用いる車、あるいは予備の車かとも思われる。食廚は、飲食を提供するための調理場。

y 騎置。

「騎」とは馬に鞍をおいて乗ること。「乗」は馬に車をひかせ、それに乗ること、「騎」と「乗」とは異なる。騎置とは、駅伝用の騎馬の施設である。「ただ騎置を設けただけで、車馬の設備はなかった」とあるのは、乗用の馬車も、それにつける馬も別に用意されておらず、ただ騎馬だけが用意されていたことを意味している。

z 科に合致するものをえらんで。

ここにいう科は、魏が、駅伝や郵通について、すでに科のなかで規定していたものをさす。それと矛盾しない

旧廢律中の一部の条項をえらびとり入れて、科と一体にし、これを郵駅令としたのであろう。

a 郵駅令。

郵駅令とは、郵および駅に関する法令で、郵とは官文書を送送伝達するための郵便施設、駅とは官吏や官使の往来に供するための駅伝施設のこと。

b 告反逮驗。

前出の告反逮受のことであろう。逮驗は逮受の誤りかと思われる。

c 上言變事。

謀反などのような非常の事件を天子に上報告発することをいう。上言變事の場合は、官の駅伝施設を利用することを許されていたので、もとこれは廢律に属したのである。

d 變事令。

變事に関する通報告発などについて規定した法令。

e 警事告急。

晉書の原文には驚事とあるが、通典には警事と記しており、警が正しいであろう。警事告急とは敵の侵寇など危急の事態が起った場合に、それを上司などに連絡通報して処置を求めること。

f 烽燧。

辺境地帯において、常時敵の来襲に備えてこれを監視し、もしそのことがある場合は、直ちにその旨を通信連絡するための警報伝達組織である。烽とは、昼間敵襲を知らせるのに積薪をたいて煙をあげることをいい、燧とは、夜間敵襲を知らせるのに薪や草をもやし、その火を高いところへあげて合図することをいう。

g 警事告急の条項で、興律の烽燧および科と合致するものをもって警事律とする。

右の晉書の原文は、「以驚事告急與興律烽燧及科令者以爲驚事律」となっているが、沈家本の律目考に「令は、疑ふらくは合の譌か」と記しているのに従って訳した。驚事律も、通典に従って警事律と改めることとした。ここにいう「科」は、警事に関する特定の科をさしているのであろう。

h 還贓界主。

贓とは不法の利得のこと。界はあたえる意。贓の罪を処断する場合には、犯罪者に刑罰を課するほかに、贓物すなわち不法に利得した金銭物品などを犯罪者から没収し、あるいは賠償せしめ、これをもとの持主に返還し授与する。これが還贓界主である。但し、これは盗贓の場合の贓物について行なわれることで、受賂や受所監臨などの贓のように、贓物を收受したのも供与したのも、ともに罪に問われる場合には、贓物は没収して官に入れられることになり、もとの持主（すなわち贓物の供与者）に返還されるわけではない。

i 罰贖入責以呈黄金為価。

罰金および贖罪金については、その弁済に一定の規程を設けてこれを適用し、黄金の重量をもってその価額をいくらと定めておく

こと。

j 平庸坐贓。

平は評価すること。庸は労働のこと。平庸坐贓とは、官吏が人民の徭役労働を私のために使用し、それによって不当の利得を得た場合、その不当に役使された徭役労働の労賃を評価算定し、その価格にもとづいてそれぞれ贓の罪にあてることがいう。

k 償贓律。

償贓とは、贓物を賠償することで、官物私物ともにそれぞれもとの持主のもとに返還する。償贓律は償贓その他のことについて規定した法律。

l 免坐。

免坐とは、従坐を免ずることで、他人の犯罪に連坐するのを免除されることをいう。

m 張湯。

本訳注(四)の一一八頁、脚注u参照。

n 趙禹。

本訳注(四)の一一八頁、脚注w参照。

o 監臨部主見知故縱。

自分の部下や管轄下にある者が不法行為を犯した場合、その監督の任にある上司や、職務上これを管掌する担当官吏が、そのことを見たり知ったりしていながら、故意にこれを見逃し放置することを処罰する罰則。

p 従坐。

他人の犯罪に連坐することで、ここでは、監督あるいは管掌上の責任を問われて罪に坐することをいう。

q 正律。

正律とは、旁章や科や令などのような副法的な性質のものでなく、正規の刑法典たる漢の九章律のことを指している。

r 旁章科令。

律以外の法規定である旁章や科や令のこと。旁章とは、漢の叔孫通が礼儀のことをさだめた傍章十八篇をいうのであろう。傍章十八篇については、本訳注(四)の一一七頁注(四)、また叔孫通については同頁の脚注tを参照。

注(四) あわせて十八篇ある。

十八篇の篇名については従来数説があるが、なおいまだ必ずしも明らかではない。いまそれらの諸説を表に示すと左の如くである。

魏律十八篇の篇名に関する諸説一覧表

滋賀刑名	中田刑名	東川刑名	浅井刑名	沈家本刑名	六典	晉書 刑法志	漢九章律	法經六篇	
盜	盜	盜	盜	盜	盜	魏律ノ篇数ハ凡テ十八 篇、ソノウチ、モトノ モノハ五篇、新ニ増シ タモノハ十三篇。 具律ヲ刑 名ト改メ テ篇首ニ オク 廢律ヲ 除ク	盜	盜	
賊	賊	賊	賊	賊	賊		賊	賊	
	囚	囚	囚	囚	囚		囚	囚	
捕	捕	捕	捕	捕	捕		捕	捕	
雜	雜	雜	雜	雜	雜		雜	雜	雜
					具		具	具	具
					興		興	興	
			廢		廢		廢	廢	
戸	戸	戸	戸	戸	戸		戸	戸	
劫略	劫掠	劫掠	劫掠	劫掠	劫略		劫略		
詐偽	詐偽	詐偽	詐偽	詐偽	詐偽	詐偽			
毀亡	毀亡	毀亡	毀亡	毀亡	毀亡	毀亡			
告劾	告劾	告劾	告劾	告劾	告劾	告劾			
繫訊	繫訊	繫訊	係訊	係訊	繫訊	繫訊			
断獄	断獄	断獄	断獄	断獄	断獄	断獄			
請賅	請賅	請賅	請賅	請賅	請賅	請賅			
興擅	興擅	興擅	擅興	擅興	擅興	擅興			
乏留		乏留							
驚事	驚事	驚事	驚事	驚事	驚事	驚事			
償贓	償贓	償贓	償贓	償贓	償贓	償贓			
免坐		免坐		免坐	免坐	免坐			

魏ニオイテ新ニ増シタトイウ律ノ篇名ハ、劫略・詐・
 毀亡・告劾・繫訊断獄（一律カニ律カ明ラカデナイ）・
 請賅・興擅・乏留・驚事・償贓・免坐デアアル

計18 計17 計18 計18 計18 計18 計18

なお、この表にあげた諸家の説については、次の著書論文を参照されたい。

沈家本 「律目考」(沈寄簪先生遺書所収)。

浅井虎夫 「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」四九頁および三八一頁以下。なお同氏の「支那法制史」七八―七九頁。

東川徳治 「支那法制史論」二二三―二二二頁。

中田 薫 「律令法系の発達について」補考(法制史研究第三輯、八九―九一頁)。

滋賀秀三 「曹魏新律十八篇の篇目について」(国家学会雑誌第六十九卷、第七・八号)。

以下に、上掲の表について、簡略な説明を加える。

諸説がひとしく興律を十八篇中に数えていないのは、新たに興擅律または擅興律(通典や玉海による)ができたので、旧来の興律は解消したという考え方にもとづくものであろう。

浅井氏はひとり廢律を存置しているが、晉志には明らかに「廢律を除く」と記している。

東川氏以外の諸説は、繫訊断獄律を二律として数えているが、晉志の記述の仕方からは、ただちに二律とは断定しがたい。

六典や、沈家本・浅井・中田の三氏は、乏留律を十八篇中に数えていない。六典や浅井氏はその理由を明らかにしていないが、沈家本は、乏留律は志に「別為之」とあるから、正律の中には含まれないものとしており、中田氏はこれを正律から除外して特別単行律としている。しかし「別」の字に、「正律以外に別に」という意味をもたせることには賛同しがたい。

六典や浅井氏中田氏は、免坐律を十八篇中に数えていない。中田氏は免坐律も単行律としているが、その理由はあげていない。

滋賀氏は、従来の囚律の「繫囚鞫獄断獄之法」の如き、その本来的な内容をなすものが繫訊断獄の二律のうちに解消して、囚律そのものは存在しなくなったとしている。囚律が繫訊断獄律のうちに解消したという滋賀氏の見解は、晉志が廢律を除く場合にはそのことを明記しているにかかわらず、囚律を除くことを全く記していないことに、ひとつの難点があるというべきであらう。

なお滋賀氏は、晉志の誌す「故五篇」を、漢の九章律にあつた五篇と考え、その盗・賊・捕・雜・戸の五篇をこれにあてているが、「故五篇」の「故」は、漢の九章律をさすものではなく、法経六篇のことをいうものと理解することも可能であり、またそのように理解することの方が自然であると考えられる。もしそのように考えれば、「故五篇」は盗・賊・囚・捕・雜の五篇ということになり、必ずしも囚律を除く要もなくなるであらう。従つてその場合は、戸律は「増十三篇」の十三篇中に含まれることとなり、滋賀氏が二律とされた繫訊断獄律は一律と数えることもできるであらう。